

答申の概要

諮問第 127 号 特定の社会福祉法人に対する調査等関係書類の部分開示決定に対する異議申立て

件名	特定の社会福祉法人に対する調査等関係書類の部分開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	特定の社会福祉法人に対する調査等関係書類（全4件）
非開示理由	条例第7条第2号（個人情報）第3号（事業活動情報）
実施機関	知事（地域福祉室）
諮問期日	平成16年3月9日
主な論点	非開示部分が、個人情報、事業活動情報に該当するか。

審査会の結論

部分開示とした静岡県知事の決定は、妥当である。

審査会の判断

1 異議申立対象文書について

本件は、4文書を対象としている。それぞれの文書名、文書の内容及び非開示情報は以下のとおりである。

- (1) 「復命書(平成14年12月19日 社会福祉法人 に対する調査内容)」(以下「復命書(平成14年12月19日)」という。)は、特定の個人から地域福祉室あてに寄せられた、社会福祉法人 が経営する肢体不自由児養護施設 に対する訴えの内容を確認するために地域福祉室の職員が行った聞き取り調査の復命書である。この復命書は、調査の日時、出張先、用務、参集者、内容の各項目から構成されており、このうち非開示とされたのは、参集者及び内容の項目に記載された の職員の職、氏名及び内容の項目に記載された が職員に対して行った処分の経過、理由にかかる部分である。
- (2) 「訴えへの対応(平成15年1月31日 社会福祉法人 に対し中東遠健康福祉センターが行った立入調査に対する地域福祉室の見解)」(以下「訴えへの対応」という。)は、特定の個人が、社会福祉法人 について、地域福祉室及び他室に訴えた内容、中東遠健康福祉センターからの情報提供及び今後の対応についての記録である。この記録は、地域福祉室への訴え、その他県への訴え、中東遠健康福祉センター掛川支所からの情報提供、今後の対応の各項目から構成されており、このうち非開示とされたのは、今後の対応のうち への指導内容を除いたすべてである。
- (3) 「復命書(平成15年5月29日 社会福祉法人 に対する調査内容)」(以下「復命書(平成15年5月29日)」という。)は、特定の個人が社会福祉法人 を提訴したことを受け、それまでに地域福祉室に寄せられた社会福祉法人 に対するその特定の個人の訴えや、 に対する保健所の給食施設指導結果及び地域福祉室の施設指導監査結果をもとに、法人・施設運営の状況を確認するために地域福祉室の職員が行った聞き取り調査の復命書である。この復命書は、調査の日時、出張先、用務、参集者、内容の各項目から構成されており、このうち非開示とされたのは、参集者及び内容の項目に記載された の職員の職、氏名及び内容の項目に記載された が職員に対して行った処分にかかる部分並びに社会福祉法人 に対する特定の個人による評価にかかる部分である。

- (4) 「平成 15 年度社会福祉施設指導監査資料()」(以下「指導監査資料」という。)は、県が指導監査を実施するにあたり、静岡県社会福祉法人等指導監査実施要綱第 6 条に基づき、社会福祉法人 から事前に提出された資料である。この資料は、大別して入所者処遇関係、会計・経理関係、運営・管理関係から構成されており、このうち非開示とされたのは、個人の氏名を含む項目である。

2 公文書ごとの判断

- (1) 「復命書(平成 14 年 12 月 19 日)」について

の職員の職、氏名は、条例第 7 条第 2 号の「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」で、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。したがって、非開示とすべきである。

が職員に対して行った処分の経過、理由は、これだけで特定の個人を識別することができるまでは言えないが、これを「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」(条例第 7 条第 2 号)ものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。したがって、非開示とすべきである。

- (2) 「訴えへの対応」について

地域福祉室への訴え、その他県への訴えのうち健康福祉部企画経理室の部分、中東遠健康福祉センター掛川支所からの情報提供及び今後の対応のうち非開示とされた部分は、条例第 7 条第 2 号の「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」で、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。したがって、非開示とすべきである。

その他県への訴えのうち国体局の部分は、特定の個人が の運営について批判をし、県への働きかけを行った言動とそれに対する県の担当者の回答から構成されている。したがってこれは、条例第 7 条第 3 号の「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報」にあたるので、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」といえるかが問題となる。

法人に対する批判を記載した公文書が公開されると、あたかもその批判が県によって認められた客観的事実であるかのように誤解されるおそれがあり、その場合、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえる。たとえ個人の意見として記載されたものであっても、公的機関の情報として説明・解説抜きに公開されると、あたかもその批判が県によって認められた客観的事実であるかのように誤解されるおそれがないとは言い切れない。

したがって、この部分は、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」に該当し、非開示とすべきである。

- (3) 「復命書(平成 15 年 5 月 29 日)」について

このうち、 の職員の職、氏名及び が職員に対して行った処分にかかる部分については、(1)で述べたとおり、条例第 7 条第 2 号により、非開示とすべきである。

社会福祉法人 に対する特定の個人による評価にかかる部分は、(2)で述べたとおり、条例第 7 条第 3 号により非開示とすべきである。

- (4) 「指導監査資料」について

非開示とされた部分には、すべて個人の氏名が含まれており、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」で、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。したがって、非開示と

すべきである。